

記載要領等	現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）
-------	--

《この届出書の提出が必要な方》

承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産である承継会社株式等の全てにつき同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

《提出期限》

この届出書は、承継会社株式等の贈与を受けた者がその承継会社株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

《記載要領等》

- 表題の「贈与税・相続税」や5の「贈与を受けた・相続（遺贈）があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 贈与をした承継会社株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。
 - 贈与をした承継会社の株式等に承継会社株式等以外のものが含まれる場合には、承継会社株式等から先に贈与をしたものとみなされます。
 - 承継会社株式等のうち先に取得をした特例（受贈）事業用資産に係るもの（先に取得をした特例受贈事業用資産が租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用により取得をしたものである場合には、その承継会社株式等のうち先に同条第1項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。
 - 【承継会社株式等の内訳等】欄は、特例事業受贈者が免除対象贈与の直前において有する承継会社株式等の内訳について、次により記入します。
 - 免除対象贈与の直前において有する承継会社株式等のうち、当該特例事業受贈者に贈与をした贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係るものは「前の贈与に係るもの」欄に、それ以外のものは「上記以外」欄に、それぞれ記載してください。
 - 「前の贈与者に関する事項」欄は、前の贈与者ごとに、その者が贈与をした年月日、氏名及び住所（この届出書を提出する時点の住所）を記入してください。

※ 「前の贈与者」とは、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。
- 「5 特例（受贈）事業用資産の 贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日」欄には、届出者が承継会社株式等に係る特例受贈事業用資産を贈与により取得をした年月日又は特例事業用資産を相続若しくは遺贈により取得をした年月日を記入してください。
- 「6 贈与者・被相続人 の住所____氏名____」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。
- 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受ける特例事業受贈者の最初の同項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。
- 「特例事業受贈者・相続人等」とは、
 - 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

**＜現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）
記載要領等＞**

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の6の10第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

7 この届出書の添付書類は、『『現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）』の添付書類一覧』のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。